

答 申

1 審査会の結論

諮問第93号案件「生活保護法第78条の決定にあたって平成26年度及び平成27年度に実施されたケース診断会議の記録及び添付文書」について、一部非開示決定とした文書のうち、添付文書を非開示とした決定は妥当であるが、それ以外のケース診断会議の記録について、別表1に指定する箇所は、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、平成29年6月14日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同年6月16日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「1. 生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録および添付資料。平成26年度、平成27年度分すべて」、「2. 平成24年度以降の生活保護不正受給に関わる被害届、告訴状およびその原議、添付資料全て」、「3. 生活保護法第78条決定にあたっての自治体独自のマニュアル、申し合わせ事項」及び「4. 自治体独自の生活保護不正受給防止のためのマニュアル」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年3月17日付で行った一部開示決定処分（上記「2. 平成24年度以降の生活保護不正受給に関わる被害届、告訴状およびその原議、添付資料全て」、「3. 生活保護法第78条決定にあたっての自治体独自のマニュアル、申し合わせ事項」及び「4. 自治体独自の生活保護不正受給防止のためのマニュアル」の部分）並びに平成29年3月31日付けで行った一部開示決定処分（上記「1. 生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録および添付資料。平成26年度、平成27年度分すべて」の部分）のうち、平成29年3月31日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 開示請求対象文書のうち、個人の氏名、住所、生年月日、年齢、学歴、職業、収入状況など直接に個人を特定する部分のみを非開示とし、その他については公開をするべきであるにもかかわらず開示がされていない。

イ 上記アの通り開示しても特定の個人を識別することはできず、また生活保護受給者の住所、氏名等は生活保護行政にかかわる関係者の守秘義務により保護されていることから、特定の個人を識別することができる他の情

報は考えられない。

ウ 実施機関の今後の方針、判断基準について、条例第7条第6号を根拠に事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下「法」という。）第78条の適用にあたっては、法の解釈とともにその適用について厚生労働省から判断基準等が示されておりその内容は公開されている。

したがって、法第78条決定にあたっての実施機関の判断およびその基準を公開しても条例第7条第6号のいう当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることはない。また、判断基準を公開しないことは条例の目的にも反している。

エ 以上の理由により処分を取消し、上記請求の趣旨に沿った行政情報一部開示決定の裁決を行うことを求める。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下「実施機関」という。）は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（行政運営情報）に該当するとして本件処分をした。実施機関が、本件処分について弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

ア ケース診断会議は、保護の決定及び実施を行うケースのうち、特に複雑、困難な問題を有するケースについての援助方針や内容について、総合的に審査検討することにより、ケース援助の充実を図るとともに、実施機関としてのケース支援の妥当性を確保することを目的として開催している。

本件記録表及び添付文書には、不正受給の疑いのあるケースについて、地区担当員が調査した不正受給に至る経緯、手段・方法、未申告等の収入額及びその用途等が詳細に記載されている。さらに、総じて地区担当員や会議出席職員による評価、所見、実施機関の今後の方針や判断基準も記載されている。

イ 条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報と規定している。

また、同号但書においては、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第

1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報に該当しない旨を規定している。

条例第7条第6号では、「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

ウ 審査請求人は、本件記録表及び会議の添付文書のうち、個人の氏名、住所、生年月日、年齢、学歴、職業、収入状況など直接に個人を特定する部分を非開示とし、その他については公開すべきだと主張する。

しかし、本件記録表及び会議の添付文書には、個人の生活保護に関するこれまでの状況等、非常に機微な情報がありのままに記載されている。そもそも、相談者は相談内容の秘密が守られることを信じ、安心して相談を行っている。その延長上に生活保護の申請・受給があり、ケース診断会議に記載されている情報も対象者から提供されている。たとえ、個人の氏名、住所等の個人情報情報を非開示にし、その余の部分を開示した場合であっても、これらの情報は一般に生活困窮や生活の実態、不正受給に至る受給者の心境や境遇、事実経過など他人に知られたくないものかつ特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号を適用して非開示としたことは適法である。

エ 審査請求人は、法第78条の適用にあつては、法の解釈とともにその適用について厚生労働省から判断基準等が示されておりその内容は公開されているため、実施機関の判断及びその基準を公開したとしても、相談支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと主張する。

個々の案件ごとにケース診断会議で検討し、実施機関の判断及びその基準が記載された当該情報をそのまま開示することにより、外部からの干渉、圧力を感じ、自由かつ率直な意見の交換に支障をきたし、意思決定の中立性が保たれないおそれがある。また、当該会議が判断した詳細部分が類推されることにより、未成熟な情報の誤解を招きかねず、今後、不正受給の発生を助長することも考えられる。

よって、これらの文書を公にすることにより、区の相談支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号を適用して非開示としたことは適法である。

オ 審査請求人は、審査請求書において、被害届については、個人の氏名、生年月日、年齢、性別、本籍などが非開示とされ、実施機関の被害届の提出理由、被害の発見の端緒、実施機関による調査内容、調査経過、関係機関との調整結果、生活保護申請理由、不正受給内容、被害の期間、不正受給金額、扶助の種類、対応した職員の所見等が開示されており、このことは、審査請求人の主張の正当性を裏付けるものであると主張している。

しかしながら、刑法に基づく処分が適当と判断される不正受給事案について警察署に提出する被害届と区内部の決定に至る検討経過の記録の一つという位置付けの本件記録表という性質の違いに着眼すれば、被害届については、情報が開示されることによる本人の不利益よりも公益上の利益を優先させるべきであると判断できるため、被害届に関して実施機関の提出理由、被害の発見の端緒等の情報を開示したことは適法であり、審査請求書の主張の正当性を裏付けるものではない。

カ 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

##### (1) 本件審査請求対象情報について

本件請求に係る開示請求書には、「1. 生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録および添付資料。平成26年度、平成27年度分すべて」、「2. 平成24年度以降の生活保護不正受給に関わる被害届、告訴状およびその原議、添付資料全て」、「3. 生活保護法第78条決定にあたっての自治体独自のマニュアル、申し合わせ事項」、「4. 自治体独自の生活保護不正受給防止のためのマニュアル」と記載されており、実施機関はこれらを開示請求の対象情報としている。

審査請求書によると、審査請求人は「1. 生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録および添付資料。平成26年度、平成27年度分すべて」に関する一部開示決定処分を取り消し、個人の氏名、住所、生年月日、年齢、学歴、職業、収入状況など直接に個人を特定する部分のみを非開示とし、その他については公開すべきと主張している。

したがって、本件審査請求対象情報は「1. 生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議録および添付資料。平成26年度、平成27年度分すべて」と認められる。

##### (2) 条例第7条第2号の該当性について

本件処分において、実施機関は、生活保護費の不正受給に関する記載の一部、生活保護受給者の個人の氏名、住所、生年月日、年齢、学歴、職業、収入状況、受給金額、これまでの経緯等の部分及びケース診断会議の記録の添付文書の全部について、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとしている。

当審査会は、上記のうち、個人の氏名、住所、生年月日、年齢、学歴及び職業は、条例第7条第2号に該当する情報として非開示が妥当と考える。もっとも、審査請求人は、直接に個人を特定できる情報については開示できないことは理解している旨を審査請求書に記載している。よって、当該部分については

争いがないため、当審査会としてはその余の収入状況、受給金額、これまでの経緯等、生活保護費の不正受給に関する記載及び添付資料が条例第7条第2号に該当するかについて、以下のとおり判断する。

- ア 条例第7条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）を非開示情報と規定している。
- イ まず、収入状況について、当該部分には個人の勤務先や各月の給与額等といった内容が記載されており、これらは個人を識別することができる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるといえるが、収入の合計額については、その部分だけをもって個人を識別することができる若しくは個人の権利利益を害するおそれがあるとは言い難く、開示すべきである。
- ウ 次に、受給金額について、受給金額は生活保護受給者の個別の状況に応じて決定されるものであるが、上記イと同様に、それだけをもって個人を識別することができる若しくは個人の権利利益を害するおそれがあるとは言い難い。  
また、受給金の原資は公金であることから、当該部分を開示することは、公金の収支に関する手続の透明性を高めることに資する。
- エ さらに、これまでの経緯等及び生活保護費の不正受給に関する記載の部分について、当該部分には生活保護受給者個人に関する生い立ちや経歴といった情報が詳細に記載されている。  
しかし、本件審査請求対象情報であるケース診断会議の記録は、法第78条の決定にあたって実施されたケース診断会議の記録であり、法第78条は、生活保護費の不正受給をした者から、都道府県又は市町村長等の長が生活保護費を徴収することができる旨を規定している。  
よって当該記録に記載されている生活保護受給者が何らかの不正を行ったことは推測することができ、公金の収支に関する手続の透明性を高めることに資するという観点からは、個人が特定できないよう配慮した上で、不正の原因及び不正に受給した金額の部分については、開示すべきである。
- オ 最後に、ケース診断会議の添付資料について当審査会で見分したところ、当該文書は、生活保護受給者から提出された給与明細書や預金通帳等の写しであった。これらの文書は特定の個人を識別することができるものことから、実施機関が非開示とした決定は妥当である。なお、添付資料の詳細については、別表2のとおりである。

### （3）条例第7条第6号の該当性について

本件処分において実施機関は、ケース診断会議の記録のうち、生活保護費の不正受給に関する記載の一部、これまでの経緯等の部分について、これらには生活保護受給者に対する職員の評価や所見及び実施機関の今後の方針や判断

基準が記載されており、公にすることにより、区の相談支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

当審査会で見分したところ、本件審査請求の対象情報には生活保護受給者に対する職員の評価や所見等が含まれていることを確認した。当該部分については、公にすることにより、相談支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関が非開示とした決定は妥当である。

以上のとおり、実施機関が一部非開示とした決定のうち、別表1に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分を開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

別表1 開示すべきと判断した箇所

文 書 名	開示すべき箇所
生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議記録表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正受給の原因及び結果の部分</li> <li>・不正受給の金額の部分</li> <li>・受給金額の部分</li> </ul>

別表2 非開示が妥当と判断した文書

非開示とした文書	
生活保護法第78条の決定にあたってのケース診断会議記録表に添付されている不正受給を証する収入等資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・無収入申告書</li> <li>・給与明細書、給与等支払証明書</li> <li>・文書照会に対する回答書</li> <li>・通常預金預払状況調書、取引明細書</li> <li>・預金通帳の写し等</li> </ul>

## 5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成29年11月13日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第93号）
平成30年1月11日	（平成29年度第7回審査会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から経過概要の説明を受けた。</li> <li>・実施機関から説明を受けた。</li> <li>・諮問事項を審査した。</li> </ul>
平成30年1月29日	（平成29年度第8回審査会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求人から意見の陳述を受けた。</li> <li>・諮問事項を審査した。</li> </ul>
平成30年2月19日	（平成29年度第9回審査会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関から説明を受けた。</li> <li>・諮問事項を審査した。</li> </ul>
平成30年3月26日	（平成29年度第10回審査会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き諮問事項を審査した。</li> </ul>

平成30年4月19日	(平成30年度第1回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年12月6日	(平成30年度第8回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成31年4月24日	(平成31年度第2回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
令和元年5月7日	審査庁(世田谷区長)に答申した。